

情報公開制度の運用状況（平成 17 年度）

[行政文書の公開]

行政文書の公開の請求件数は 678 件で、平成 16 年度に比べ約 40% の減少となった。

これらの請求に対し、実施機関が 751 件の決定を行った（1 件の公開請求において複数の文書が請求されている場合は、複数の決定が行われることがある。）。その内訳は次表のとおりである。

（表 1 行政文書公開請求の件数）

区 分		17 年度	16 年度
行政文書公開請求の件数		678	1,151
実施機関の決定の件数		751	1,374
内 訳	全部公開	186	360
	部分公開	467	525
	非公開	1	7
	不存在による非公開	94	474
	適用除外による非公開（第 40 条）	1	1
	要件不備による非公開（第 7 条第 1 項）	0	1
	公開請求拒否（存否応答拒否）（第 12 条）	2	6

（注）平成 17 年度の公開請求の方法別内訳は、窓口へ提出（334 件、49.6%）、ファクシミリ送信（143 件、21.0%）、府ホームページからの入力（118 件、17.3%）、郵送（83 件、12.1%）、の順である。

非公開規定は、部分公開決定、非公開決定、公開請求拒否決定を合わせた 470 件のうち、345 件において個人情報の規定、269 件において法人等情報の規定、56 件において事務執行支障情報の規定、33 件において公共安全支障情報の規定、2 件において意思形成支障情報の規定が適用されているが、任意提供情報及び法令秘情報の規定を適用した事例はなかった。

（表 2 非公開規定の適用状況）

区 分	非 公 開 理 由	17 年度	適用率 (%)	16 年度	適用率 (%)	
		(件)		(件)		
公開しない ことができる 情報	法人等情報（8 条 1 項 1 号、2 項 1 号）	269	57.2	368	68.4	
	任意提供情報（8 条 1 項 2 号、2 項 1 号）	0	0	0	0	
	意思形成支障情報（8 条 1 項 3 号、2 項 1 号）	2	0.4	0	0	
	事務執行支障情報（8 条 1 項 4 号、2 項 1 号）	56	11.9	40	7.4	
	公共安全支障情報	33	7.0	27	5.0	
	内 訳	公共安全支障情報（8 条 1 項 5 号）	5	1.1	4	0.7
		公共安全支障情報（8 条 2 項 2 号）	10	2.1	13	2.4
公共安全支障情報（8 条 2 項 3 号）		22	4.7	21	3.9	
公開しては ならない情報	個人情報（9 条 1 号）	345	73.4	458	85.1	
	法令秘情報（9 条 2 号）	0	0	2	0.4	
決定件数（部分公開＋非公開＋公開請求拒否の件数）		470	100	538	100	

（注）公共安全支障情報については、8 条 1 項 5 号が、公安委員会及び警察本部長を除く実施機関に、8 条 2 項 2 号及び 3 号が、公安委員会及び警察本部長に、適用される（8 条 2 項 2 号と 3 号が同時に適用される場合は内訳では両方に計上しているが、公共安全支障情報全体では 1 件と数えている。）。

678件の公開請求のうち、条例第14条第2項に基づく決定期間の延長が行われたものは、228件、条例第15条に基づく決定期間の特例が適用されたものは、1件であった。

なお、決定期間の延長が行われた事案のうち180件は、公開請求に係る行政文書に情報が記録されている第三者に意見書提出の機会を付与したものである。

(表3 決定期間の状況)

区 分	17年度	16年度
公開請求件数	678件	1,151件
本則どおり(15日以内)	449件	963件
決定期間の延長を行った件数(30日以内)	228件	186件
決定期間の特例を適用した件数(30日超)	1件	2件

(注) 決定期間の末日が、大阪府の休日(日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日又は12月29日から1月3日までの日)に当たる場合は、その翌日に決定を行っている場合がある。

実施機関別・担当部局別では、土木部(135件)に対する公開請求が最も多く、次いで、教育委員会(128件)、健康福祉部(126件)、警察本部(73件)の順である。平成17年度は、教育委員会、生活文化部、環境農林水産部に対する公開請求が増加した。

(表4 実施機関別・担当部局別の請求件数)

担 当 部 局 名		17年度(件)	16年度(件)
知	事	456	940
担 当 部 局 別 内 訳	知 事 公 室	6	11
	総 務 部	25	17
	企 画 調 整 部	3	6
	生 活 文 化 部	52	30
	健 康 福 祉 部	126	135
	病 院 事 業 局	2	2
	商 工 労 働 部	18	42
	環 境 農 林 水 産 部	51	37
	土 木 部	135	599
	建 築 都 市 部	44	66
	契 約 局	0	—
	出 納 局	3	2
企 業 局	6	10	
教 育 委 員 会	128	95	
選 挙 管 理 委 員 会	11	9	
人 事 委 員 会	3	1	
監 査 委 員	0	1	
公 安 委 員 会	6	0	
労 働 委 員 会	0	1	
収 用 委 員 会	0	1	
海 区 漁 業 調 整 委 員 会	0	1	
内 水 面 漁 場 管 理 委 員 会	0	1	
水 道 企 業 管 理 者	1	5	
警 察 本 部 長	73	96	

(注) 知事に対する請求で複数の担当部局にまたがるものは各担当部局に計上している。

行政文書公開請求に対する実施機関の決定について、平成17年度は18件の不服申立てがあった。平成16年度から繰り越した16件を含めた平成17年度の処理状況は以下のとおりである。

(表5 不服申立ての処理状況)

区 分	係属事案 計	取下げ 件 数	処 理 件 数					18年度 へ繰越 件 数
			計	認容	一部 認容	棄却	却下	
16年度から繰越事案	16件	0件	16件	0件	1件	15件	0件	0件
17年度申立て事案	18件	3件	4件	2件	1件	1件	0件	11件
計	34件	3件	20件	2件	2件	16件	0件	11件

[法人文書の公開]

17年度から実施した法人文書の公開の請求件数は、大阪府住宅供給公社に対するものが3件、大阪府土地開発公社に対するものが2件の計5件であり、公立大学法人大阪府立大学及び大阪府道路公社に対する請求はなかった。

これらの請求に対し、各実施法人が6件の決定を行った（1件の公開請求において複数の文書が請求されている場合は、複数の決定が行われることがある。）。その内訳と非公開規定の適用状況は、表6及び7のとおりである。

(表6 法人文書公開請求の件数)

区 分		17年度
法人文書公開請求の件数		5
実施法人の決定の件数		6
内 訳	全部公開	1
	部分公開	4
	非公開	0
	不存在による非公開	1
	適用除外による非公開（第40条）	0
	要件不備による非公開（第7条第1項）	0
	公開請求拒否（存否応答拒否）（第12条）	0

(表7 法人文書の公開に係る非公開規定の適用状況)

区 分	非 公 開 理 由	17年度 (件)	適用率
			(%)
公開しない ことができる 情報	法人等情報（8条1項1号、2項1号）	4	100.0
	任意提供情報（8条1項2号、2項1号）	0	0
	意思形成支障情報（8条1項3号、2項1号）	0	0
	事務執行支障情報（8条1項4号、2項1号）	3	75.0
	公共安全支障情報（8条1項5号）	0	0
公開しては ならない情報	個人情報（9条1号）	4	100.0
	法令秘情報（9条2号）	0	0
決定件数（部分公開＋非公開＋公開請求拒否の件数）		4	100

5件の公開請求のうち、条例第19条の3において準用する条例第14条第2項に基づく決定期間

の延長が行われたものは、2件であり、いずれも公開請求に係る行政文書に情報が記録されている第三者に意見書提出の機会を付与した事案である。

(表8 法人文書の公開に係る決定期間の状況)

区 分	17年度
公開請求件数	5件
本則どおり(15日以内)	3件
決定期間の延長を行った件数(30日以内)	2件
決定期間の特例を適用した件数(30日超)	0件

(注) 決定期間の末日が、大阪府の休日(日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日又は12月29日から1月3日までの日)に当たる場合は、その翌日に決定を行っている場合がある。

なお、17年度は、法人文書公開請求に対する実施法人の決定についての不服申立てはなかった。

[情報の提供]

府政情報センターの利用件数は26,312件で、一月あたり約2,193件であった。

(表9 情報提供の利用件数)

		17年度	16年度
府政情報センターの利用件数		26,312件 (2,193件/月)	35,908件 (2,992件/月)
内 訳	職員が応対して情報提供	5,108	6,589
	開架資料の閲覧	13,281	14,998
	府政刊行物の販売部数	7,506	13,899
	行政文書等複写申出件数	227	247
	ホームページの閲覧	190	175

[情報の公表]

「情報の公表制度の実施に関する要領」に基づき、府として統一的な公表が必要なものとして17年度に指定された資料等は、278件であった。

公表することと指定された資料は、府政情報センターや担当室・課(所)等において公表するとともに、可能な範囲でその内容をインターネットにより公表するよう努めている。

(表10 情報の公表の実施状況)

公表指定資料等		17年度	16年度
		278件	241件
区 分	府政に関する基礎情報	197	156
	政策形成過程情報	81	85
	公開実施情報	0	0

[会議の公開]

会議の公開については、平成17年度は、143の審議会等で延べ392回の会議が公開で開催された。傍聴者数は、延べ1,199人で、昨年度より約3割減となった。

なお、公開制度の対象となる審議会等は、平成17年度末現在で271あり、このうち191の審議会等が公開（議題等により非公開とする旨の留保付きのものを含む。）の決定をしている。

（表11 会議の公開の実施状況）

区 分	17年度	16年度
開催回数	392回	386回
傍聴者数	1,199人	1,734人

〔出資法人の情報公開〕

府では、府の出資比率が50%以上の法人等（地方自治法第221条第3項に該当する法人。ただし、法人文書公開制度の対象となった地方独立行政法人、住宅供給公社、土地開発公社及び道路公社を除く。）に対して自主的に情報公開申出制度を実施するよう指導している。

平成17年度に自主的に情報公開申出制度を実施した27法人における情報公開の申出の件数は、2法人において計9件であった。

（表12 出資法人における公開申出の処理状況）

区 分		17年度	16年度
公開申出のあった法人		2法人	7法人
公開申出の件数		9件	22件
処 理 区 分	全部公開	3	6
	部分公開	6	18
	非公開	0	0
	不存在による非公開	1	3
	公開請求拒否（存否応答拒否）	0	0

（注）一件の公開申出において複数の文書が請求されている場合には、複数の決定が行われていることもあるため、処理件数の合計は、公開申出の件数の合計に一致しない。

公開申出に対する出資法人の決定について、平成17年度は、1法人において2件の苦情申出があった。平成16年度からの繰越事案を含めた苦情申出の処理状況は、次表のとおりである。

（表13 出資法人における苦情申出の処理状況）

区 分	係属事案 計	取下げ 件 数	処 理 件 数					18年度 へ繰越 件 数
			計	認容	一部 認容	棄却	却下	
16年度から繰越事案	0件	0	0	0	0	0	0	0
17年度申立て事案	2件	0	2	0	0	2	0	0
計	2件	0	2	0	0	2	0	0

（注）出資法人は、苦情の申出があったときは、当該出資法人が設置する情報公開検討会に照会し、その回答を尊重して、当該苦情申出に対する決定を行うこととされている。